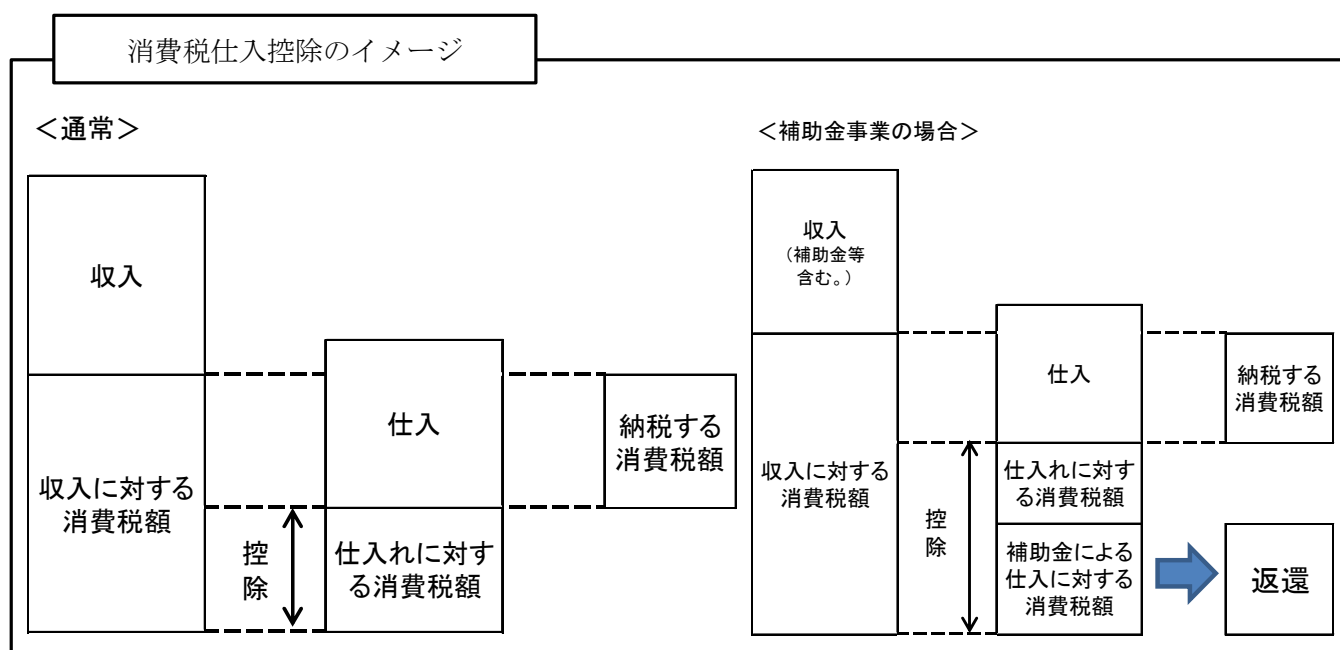


(別紙)

1 報告の趣旨

事業者が課税対象となる取引を行った場合、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下、この控除を「仕入税額控除」という。また、控除する額を「仕入控除税額」という。）する仕組みが採られている。

補助事業者が消費税の納税義務者である場合も同様に、消費税の確定申告を行うことによって、補助事業に係る仕入れに際して支払った消費税の一部又は全部が控除されるが、当該仕入控除税額は補助金により賄われており、補助事業者が負担していないことから、補助金交付者（国又は県）に返還することとなる。この補助金に係る仕入控除税額を把握するため、本報告を行う。



2 仕入控除税額（返還額）の有無

次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額（返還額）が生じない。

- (1) 地方公共団体が一般会計にて実施している場合
- (2) 免税事業者（消費税の申告をしていない事業者）へ交付している場合
- (3) 簡易課税方式により申告をしている事業者へ交付している場合
- (4) 特定収入（補助金等）の割合が5%を超えている事業者（公益法人等）へ交付している場合（医療法人（社会医療法人を除く。）についてはこの条件はない。）
- (5) 補助対象経費に係る消費税額を個別対応方式において「非課税売り上げのみに要するもの」として申告している場合
- (6) 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている場合
- (7) 建物竣工後の〇年度にまとめて確定申告する場合

3 仕入控除税額（返還額）の計算方法

- (1) 課税売上割合が 95%以上の場合

$$\text{補助確定額} \times 10 / 110 \times = \text{仕入控除税額（返還額）}$$

- (2) 課税売上割合が 95%未満の場合であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合。
以下アからウまでの合計が仕入控除税額（返還額）となる。

- ア 課税売上の上に要する補助対象経費に使用された補助金等
補助金等額 $\times 10 / 110 \times =$ 仕入控除税額（返還額）
- イ 課税売り上げと非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金等
補助金等額 $\times 10 / 110 \times$ 課税売上割合 $=$ 仕入控除税額（返還額）
- ウ 非課税売上の上に要する補助対象経費に使用された補助金等
0 円（返還額）

- (3) 課税売上割合が 95%未満の場合であって、一括比例方式により消費税の申告を行っている場合。

$$\text{補助金等額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{仕入控除税額（返還額）}$$

※ 消費税率 8%適用分の返還額算出は、「10/110」を「8/108」として計算してください。

4 留意事項

- (1) 仕入控除税額（返還額）が生じない場合であっても必ず報告すること。
- (2) 仕入控除税額（返還額）は、原則、課税売上割合の端数処理を行わずに計算すること。

※ 消費税及び地方消費税の確定申告書において、課税売上割合が、端数切捨てで表示されている場合でも、事業者が申告した消費税仕入控除税額を算出する過程で使用する課税売上割合が端数処理をしていない場合は、端数処理をせずに仕入控除税額（返還額）を算出すること。

5 参考

- (1) 国税庁 HP No.6105 課税の対象
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6105.htm>
- (2) 国税庁 HP No.6401 仕入控除税額の計算方法
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>
- (3) 国税庁 HP No.6405 課税売上割合の計算方法
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6405.htm>
- (4) 国税庁 HP No.6451 仕入税額の控除の対象となるもの
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>
- (5) 国税庁 HP No.6355 課税売上と課税仕入れ
<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/6355.htm>
- (6) 国税庁 HP 消費税のあらまし（令和 8 年 6 月）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>
- (7) 国税庁 HP 国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和 8 年 6 月）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei.htm>